

四日市市告示第179号

四日市市地域防災組織育成助成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市地域防災組織育成助成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市地域防災組織育成助成事業補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第403号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。	附則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。

（危機管理監危機管理室）